

都市計画法第 53 条の申請について

都市計画法第 53 条の申請とは

都市計画施設の区域内において建築物の建築をしようとする者は、許可を受けなければなりません。

- 床面積にかかわらず、許可が必要です。
- 敷地の一部が都市計画施設の区域内であっても、都市計画施設の区域内に建築物を建築しない場合は、申請は不要です。
- 事業認可がある場合は、都市計画法第 65 条に基づく申請が必要です。

許可条件

都市計画法第 54 条によります。

第五十四条より抜粋

三 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

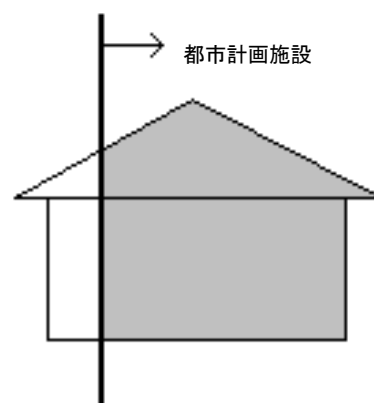
イ 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。

ロ 主要構造部（建築基準法第二条第五号 に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

申請に必要な書類

- ・建築許可申請書
- ・誓約書
- ・都市計画施設等の区域内における建築物について
- ・委任状（代理人が行う場合）
- ・位置図※
- ・配置図※
- ・断面図※
- ・平面図※
- ・立面図※

※図面上に都市計画施設ラインを記入し、
都市計画施設の区域内に該当する部分を着色のこと



提出部数 2 部

提出先 守山市都市計画・地域交通課 ☎077-582-1132